

南小国町地域福祉推進委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく南小国町地域福祉総合実践計画（以下「計画」という。）の円滑な推進について総合的な検討を行うため、南小国町地域福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の進捗状況の評価及び今後の推進方法
- (2) 計画の改定に向けた課題の整理
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 20 人程度をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次の各号に掲げるもののうちから社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 南小国町民
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 社会福祉、保健又は医療に関係する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 推進委員会には委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く

2 委員長は委員の互選によって定める。また、副委員長は委員長の指名によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、南小国町役場福祉課及び南小国町社会福祉協議会事務局に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 1 日から施行する。